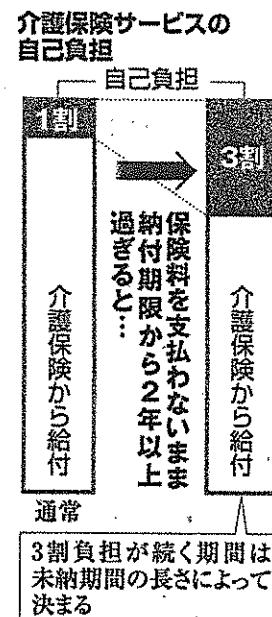


6/25

朝日

## 悪質な滞納以外は きめ細かく支援を

結城康博・淑徳大教授（社会保障論）の話 介護保険はすべての人が使える前提で始まったのに、15年がたち国民皆介護保険という原則が崩れかけている。給付制限を受ければ、介護サービスの利用控えて社会的孤立を招き、虐待や介護する家族の離職などにもつながりかねない。悪質な滞納でなければ、しやくし定規に給付制限を適用するのではなく、きめ細かな福祉的な支援も必要だらう。



# 介護保険料滞納 1万人に「給付制限」

## 負担3倍 困窮者直撃

介護保険料の滞納で介護サービスの「給付制限」を受ける人が1万人を超える暮らしへ困窮している高齢者や家族を直撃している。こうした対象者は増えきついと、自治体も対応に苦慮している。▼1面参照

### 要介護の父抱え

保険料を支払ってサービスを受けるのが保険の原則

だ。ただ、暮らしが苦しい高齢者への給付制限は、サービス差し止めに近い。

千葉県の女性(55)の父親(75)は昨年末から遅た

きり状態となり、最も状態が悪い要介護度5に認定さ

れた。今年1月末から約20日間、ホームヘルパーや訪問看護などの介護サービスを利用。父は保険料の滞納で給付制限を受け、自己負担分は費用の3割で3万4千円に達した。

収入が不安定だった父は年金をもらえない。両親とも3人の暮らしへ事務職として働く女性の収入が支えられる。手取り18万円ほどの月収は家賃や光熱水費、食費、車のローンなどでなくなる。介護サービスの自己負担分は、きょうだいから借りて工面したといふ。

一方、東京都品川区はこれまで給付制限を行っていない。1年以上の滞納者は13年度で約1500人。支払いが難しい人には個別に相談し、分納や家族に払つてもらうなどして滞納を続けるよう促す。担当者は「公平な負担は目指さなければいけない。だけど基本的に高齢者は生活弱者。払えない人を切り捨てるわけにはいかない」と話している。

父の介護保険料を肩代わりした時期もあつたが、勤め先の経営悪化で月給が10万円ほど減り、貯金も尽きた。「ペナルティーは当然。ただ、介護は人の命にかかる。助けを本当に必要とする人を支援する手立てがもつとあれば」

入院中の父が退院すれば介護が必要になる。やむを得ず生活保護を申請した。担当者が673人と最多だった大阪市の介護保険料は、4月から14%増の月額6758円（基準額）となり、全国平均を1千円以上も上回る。市は夜間や休日も電話や戸別訪問で保険料納付を促し、支払いが難しい人には独自に保険料を減免したり生活保護につないだりしている。それでも「生活保護一歩手前の困窮者」が給付制限になる事例があるといふ。担当者は「団塊の世代が75歳以上になれば、さらに増えるだろう」と懸念する。

（森本美紀、有近隆史、立松真文）